

令和5年 第28回

教育委員会臨時会会議録

令和5年11月27日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2625号
令和5年第28回臨時会

日 時 令和5年11月27日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	長谷川 浩 義
	学 校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多賀子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	鈴 木 建
	教育人事企画課長	村 松 弘 一
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教 育 総 務 係 長	本 城 典 子
	教 育 総 務 係	久保田 ゆ り

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2609号 第4回定例会（令和5年4月12日）

第2610号 第11回臨時会（令和5年4月26日）

第2619号 第20回臨時会（令和5年8月21日）

第2620号 第9回定例会（令和5年9月13日）

日程第2 審議事項

- 1 港区立学校施設の開放に関する規則を廃止する規則について
- 2 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 3 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 4 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

6 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 報告事項

- 1 学校選択希望制集計結果について
- 2 令和6年度入園式・入学式・修了式・卒業式等の日程について
- 3 令和4年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について
- 4 後援名義等の10月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の12月事業予定について
- 8 図書館の10月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の10月行事实績について
- 10 図書館・郷土歴史館の12月行事予定について
- 11 みなと科学館の10月利用状況について
- 12 12月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 それでは時間になりましたので、ただいまから令和5年第28回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、山内委員にお願いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内委員 了解いたしました。

「本日の運営」

○教育長 まず本日の運営についてお諮りいたします。

日程第2「審議事項」第5、議案第88号「港区立幼稚園教育職員の人事について」は、非公開での審議とし、日程を変更して、日程第1「会議録の承認」の後に審議を行い、その後、日程を戻しまして、審議事項第1から順に行いたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、審議事項第5については日程を変更して、日程第1「会議録の承認」の後に審議を行い、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開といたします。

日程第1 会議録の承認

第2609号 第4回定例会（令和5年4月12日）

第2610号 第11回臨時会（令和5年4月26日）

第2619号 第20回臨時会（令和5年8月21日）

第2620号 第9回定例会（令和5年9月13日）

○教育長 日程第1「会議録の承認」に入ります。

「令和5年4月12日開催、第2609号 第4回定例会」、「令和5年4月26日開催、第2610号 第11回臨時会」、「令和5年8月21日開催、第2619号 第20回臨時会」、「令和5年9月13日開催、第2620号 第9回定例会」の4件につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、承認することに決定をいたしました。

日程第2 審議事項

5 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 日程第2「審議事項」に入ります。これより非公開の審議に入ります。

（非公開協議）

1 港区立学校施設の開放に関する規則を廃止する規則について

○教育長 日程を戻します。審議事項第1、議案第84号「港区立学校施設の開放に関する規則を廃止する規則について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは本日付議案資料ナンバー1を用いましてご説明いたします。本件は港区立学校施設等使用条例及び港区立学校施設等使用条例施行規則を一部改正したことに伴い、関連規程を整理し、港区立学校施設の開放に関する規則の廃止をお諮りするものです。

3ページを御覧ください。項番1「廃止理由」でございます。学校施設開放につきましては、本年10月4日から運用ルールの見直しを行うため、港区立学校施設等使用条例及び港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正いたしました。この改正に伴い、同条例及び同条例施行規則の大半の規程と港区立学校施設の開放に関する規則が重複することから、港区立学校施設の開放に関する規則を廃止いたします。

廃止に伴い、同条例施行規則に定めのない「遊び場開放事業」につきましては、新たに要綱を制定し、必要事項を規定いたします。また、同様に、学校施設開放運営委員会の設置等につきましては、港区立学校施設等運営要綱を改正し、必要事項を規定いたします。なお港区立学校施設等運営要綱の改正及び港区遊び場開放事業実施要綱の制定につきましては、令和5年12月1日に施行予定です。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第84号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第84号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 審議事項第2、議案第85号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました、議案第85号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー2を御覧ください。1ページ目「審議

内容」です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する企画展「未来に伝えよう！みなと遺産 新指定文化財展／昔のくらし展～食の道具たち～」の観覧料について、港区立郷土歴史館条例第6条別表の規定に基づき定めます。

項番1(1)「名称」は、「未来に伝えよう！みなと遺産 新指定文化財展／昔のくらし展～食の道具たち～」です。(2)「開催期間」は令和6年1月13日土曜日から、令和6年3月10日日曜日までです。(3)「内容」です。港区は、歴史的環境に恵まれており、地域の歴史や文化を伝える多くの文化財が残されています。本展では、地域の文化財と、その保存・保護について理解と関心を深めるため、令和5年10月に新たに指定した港区指定文化財3件の実物またはパネルを展示します。このほか、「昔のくらし展～食の道具たち～」では、港区内外から寄贈された、食に関わる道具を展示し、使用方法や道具の移り変わりを紹介します。

少し説明だけでは分かりづらいので、画面共有で、今校正中ですが、チラシを共有させていただきます。映っておりますでしょうか。

こちらに紹介されているように、文書は指定文化財のときにご説明したとおりですが、中津川家文書については179点指定をしておりますが、そのうち、10点程お借りして展示をさせていただく予定です。ただ、所有者の慶應義塾大学の方で最大の貸出期間というのが1か月と決まっているので、前期と後期に分けて展示をさせていただく予定でございます。

また、食の道具につきましては、ここに紹介されているような羽釜ですとか電気炊飯器、保温ジャーですとか、あと、蠅帳ですね。現在は使われなくなっておりますが、蠅帳に関しては昔の冷蔵庫の代わりのようなものですが、こういったものがかつて使われていたということを知りやすくご紹介しながら展示をする予定でございます。

それでは資料に戻させていただきます。項番2の「観覧料」です。企画展のみ観覧する場合、大人200円、小中高生100円、常設展と同時に購入する場合は、大人400円、小中高生100円としております。参考として2ページに観覧料の一覧と算定根拠をつけてございます。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第85号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第85号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

3 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○教育長 審議事項第3、議案第86号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第86号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」でございます。

概要につきまして、本日付議案資料ナンバー3-2を御覧ください。御田小校舎改築に伴う移転に関しまして、仮校舎施設改修工事が予定どおりの竣工が見込まれることから、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を制定するものでございます。

理由及び内容ですが、校舎改築中の移転に伴いまして、御田小学校の位置を変更するため、令和5年6月30日付で「港区立学校設置条例の一部を改正する条例」を公布しているところですが、その附則において、施行期日は教育委員会規則で定める日と規定しております。このたび、その施行期日を令和6年4月1日と定めます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、当初予定どおり来年2月の竣工、4月移転となっております。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第86号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第86号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

4 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 審議事項第4議案第87号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第87号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。概要につきまして、本日付議案資料ナンバー4-3を御覧ください。令和6年4月に御成門小学校と御成門中学校を小中一貫教育校として新たに開校することに伴いまして、「港区立学校の管理運営に関する規則」を一部を改正するものでございます。

項番1「改正理由」ですが、御成門小学校と御成門中学校については、教育の質の向上と子どもたちの健やかな成長を目的としまして、令和6年4月から小中一貫教育校へ移行すること、及びその名称を「港区立小中一貫教育校御成門学園」とすることを、本年8月21日開催の本委員会臨時会において審議決定しているところでございます。このたび、小中一貫教育校として予定どおりの開校が見込まれるため、港区立学校の管理運営に関する規則を一部改正し、必要な規定を整備するものでございます。「改正内容」としましては、御成門小学校と御成門中学校を小中一貫教育校として位置づけ、名称を「港区立小中一貫教育校御成門学園」とする規定整備を行います。「施行期日」は令和6年4月1日といたします。

なお「今後のスケジュール」といたしましては、当初予定どおりとなっております。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第87号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第87号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

6 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 審議事項第6、議案第89号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第89号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。特別区人事委員会が10月11日に行いました職員の給与に関する報告及び勧告の概要について、10月23日の教育委員会でご報告いたしました。この勧告を受けまして、特別区職員労働組合連合会に提案。交渉の結果、11月22日に妥結いたしました。港区幼稚園教育職員の条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料の構成は、条例の案文、条例の新旧対照表、最後に今回の改正内容の説明資料になっております。それでは、一番後ろの資料ナンバー6-3及び別紙の改正内容についての表を御覧ください。資料6-3を使用して内容をご説明いたします。

初めに項番1、給与の改定についてです。特別区職員の給与は、民間従業員の給与3,722円、率にして0.98%下回っておりました。こちらを解消するため、幼稚園教育職員の給料表を引き上げ、改定いたします。続いて項番2、特別給、期末手当・勤勉手当の支給月数の改定についてです。特別区人事委員会の勧告によると、民間従業員に支給された特別給の割合は、年間4.64月となっております。特別区職員の支給月数4.55月を上回っていました。そのため、年間支給月数を0.10引き上げて、4.65月とする改正を行います。引き上げについては、一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職は期末手当、勤勉手当に均等に割り振ります。なお、各支給月における期末手当、勤勉手当の内訳は、別紙のとおりとなっております。

次に項番3「施行期日」についてです。施行期日は、公布の日です。なお項番1については令和5年4月1日から適用し、項番2については令和5年12月1日から適用します。次に項番4「その他」についてです。本日の教育委員会においてご審議いただき、議決していただいた場合は、当改正条例案を令和5年第4回港区区議会定例会に提出いたします。区議会で議決された場合、期末手当に関する規則の一部改正についての議案を教育委員会に改めて提出させていただきます。

最後に、今回の条例改正については、区長部局の職員の給与条例の改正と同じ内容とすることを前提に考えております。区長部局での検討によっては本日ご提出している改正案文の表現から多少修正をお願いすることもあります。その際は、修正点を改めてご報告させていただきます。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第８９号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第８９号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第３ 報告事項

１ 学校選択希望制集計結果について

○教育長 次に日程の第３「報告事項」に入ります。報告事項第１「学校選択希望制集計結果について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは報告資料ナンバー１を用いましてご報告させていただきます。令和６年４月新入学児童・生徒の学校選択希望性の集計結果と抽選の実施についてでございます。

項番１（１）小学校についてです。抽選校につきましては、昨年度全１９校中５校だったのに対し、今年度は網かけ箇所の６校になっております。昨年度からは、白金の丘学園白金の丘小学校が１校増えた状況となっております。

続いて裏面を御覧ください。（２）中学校でございます。こちらは全１０校中、昨年度は抽選校はございませんでしたが、今年度は御成門中学校が抽選校となっております。入学希望者の欄に、参考に前年度の数を括弧書きで示しておりますが、御成門中学校につきましては増加が顕著となっている状況でございます。

項番２「抽選の実施について」でございますが、本年１２月８日、小学校、中学校別に本庁舎９階９１２会議室で実施いたします。対象は、ただいまご説明いたしました小学校６校、中学校１校を、通学区域外から選択希望された方となっております。

なお項番３としまして、「抽選をしない学校について」です。基本的に期日までに選択希望表を提出された方は、その学校に入学ができますが、１１月７日以降の転入、転居により選択希望表を提出される方については、通学区域への転入者増など、入学希望者が大幅に増加した場合には、選択希望の受付を停止する可能性もございます。雑駁ですが、ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 ご説明ありがとうございました。この抽選対象になっている、例えば小学校で芝浜が受入れ可能数140のところは190。それから中学校で抽選対象にはなっていないのですけども、港南が受入れ可能数140のところ、学区域内の今の190というのは学区域内ですよね。この学区域内の数は必然的に入学をすることになるのですけども、これは、教室とか足りるのですか。その辺はどうなのでしょう。

○学務課長 こちらの受入れ可能数につきましては、過去3か年の各校別の入学率、実際に入学した数が校別で違っている状況でございまして、注釈の欄にはございますけれども、小学校では注釈1で約72%。これは、実際に選択希望を提出されていない方と、あとは区立学校以外の私立等への入学予定者の数を汲んでいる数となっております。中学校につきましては、平均入学率38%。3か年実績で38%となっております。これに基づきまして、各校別の実際の教室のキャパシティの状況とこの入学率を掛け合わせまして、受入れ可能数を出しているというところでございます。ですので、基本的にはこちらの可能数の中でハード的な対応は可能という前提での記載となっております。

○田谷委員 どうもご説明ありがとうございました。納得がいきました。中で見てみても、小中一貫校があまり思ったよりも高くないのかな、中学校の。もうちょっと上がるのかなと思っていたのですが、その辺やはり区立中学校の魅力を上げるというのも非常に必要な指標になってくるのかなと思います。小学校で、芝浜が人気があるようなのは大変いいことだと思っております。これからは魅力ある小学校、中学校のために我々が頑張っていかなければいけないのかなと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

2 令和6年度入園式・入学式・修了式・卒業式等の日程について

○教育長 それでは次に、報告事項の第2「令和6年度入園式・入学式・修了式・卒業式等の日程について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは報告資料ナンバー2を用いまして、「令和6年度入園式・入学式・修了式・卒業式等の日程について」報告をさせていただきます。こちらについて資料を御覧ください。まず項番1の、幼稚園の入園式と小中学校の入学式です。幼稚園が4月10日、小学校が4月8日、中学校が4月9日とさせていただきます。こちらについては校長会とも調整した上で、この日程で行いたいというところで、双方のところで決定してございます。

項番2を御覧ください。修了式と小中学校の卒業式になります。幼稚園が3月18日、小学校が3月24日、中学校が3月19日となっております。

項番3です。土曜授業になります。こちらについては1学期、2学期、3学期と、この3学期分をまとめて提案してございますが、これは区として第1、第3の土曜日を提案しているものでございます。可能な限りここで選んでいただくのですが、学校によっては、例えば同じアカデミー内で、こちらは運動会なのでこちらは中止にしてというところがあるので、第1、第3ではない場合

もありますが、原則第1、第3の中で選んでいただくと。今回、土曜日授業、年間5回以上10回以下というところで設定していただくという流れになります。

最後の閉庁期間でございます。令和6年度は8月1日木曜日から23日金曜日までを共通の閉庁期間といたします。ただし各園・各校の実態に応じて一時預かりであったりとか、小中学校の水泳指導、中学校の部活などは実施を可能といたしますが、原則としましては、このような形でやらせていただきます。よろしくお願いします。以上です。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

3 令和4年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について

○教育長 それでは次に報告事項の第3「令和4年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは報告資料ナンバー3を用いまして「令和4年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」を報告させていただきます。まず1ページの項番1を御覧ください。いじめの調査結果についてでございます。令和4年度の、港区の小学校の発生件数は、183件、発生率が1.77%。中学校が17件、発生率が0.77%という結果になってございます。

2ページを御覧ください。いじめごとの内訳ということで、事あるごとにいじめの会議ですとか、対策委員会の方ですとかでもうお話はさせていただいているかと思えますけれども、改めてお話をさせていただきますと、「学年ごとの発生件数」というところで見ますと、港区の場合小学校はどの学年でも概ね発生をしていると。中学校については2年生が一番多かったというところがございます。「発覚のきっかけ」につきましては、本人によるアンケート、保護者からの訴え、担任等の発見、他の児童からの情報とあるのですが、小学校では保護者からの訴えが一番多く、中学校では担任の発見が多かったと。

でもこれ、どこにしても自分で援助希求を出すことも大事ですという指導もしてございますし、保護者と子どもの関係もよいために打ち明けられている子どもの様子に気づいて言ってくださったり、あとは担任が日頃の様子を見て、ちょっと様子が違うなということはお出したりというところと、あとの注目すべきは、他の児童からの生徒からの情報があるということもすごく大事な事かなと思っています。なかなか、それを先生に伝えたとなると、「あの人言いつけて」みたいなことになりがちですが、そうではなく、公正に見ていってあげて、お友達のことも考えていくということも大事なかなというところで、そういった結果になっているなと思っております。

「様態」というところを御覧ください。これは複数回答ですが、一番多かったのが、悪口、嫌なことを言われるというところが多かったです。あとは軽い接触、物品へのいたずらとかという形になります。強い接触については、いじめの会でも上げさせていただきましたが、ちょっとあざができるぐらい蹴ってしまったというようなものもございましたので、こういったものは本当にいけないのだよというところは、しっかりと指導し、取り組んでいるものでございます。

3 ページに、ちょっと長くなるのですが、考察として書かせていただいております。やはりいじめの発覚については、昨年度よりも増えていますが、いじめを見取る目であったりとか、そういうことを自分で、援助希求で出せる力がついてきたりとか、そういうことがありますので、ゼロが一番いいのですけれども、やはり未然防止、防ぐ、もしそういう気持ちになったらすぐに助けを求めるという体制も必要かなと思っています。

港区の今後の対応というところで、3 ページ目の②のところなのですが、学校ではWEB Q Uを活用して、子どもたちのそういった変化にすぐ気づくようにするということや、ふれあい月間の中で教師の見取れる視点をしっかり高めていくというための点検シートもありますので、そういったものを積極的に活用していくと。

4 ページに行きまして、教育委員会の取組としては、やはり子家センとも毎回共通理解していきながら対応しているのですけれども、子ども相談ねっとでいつでも相談できるのだよというような形でさせていただいたり、あとは、いじめをなくすためにはどうしたらいいかという、自分たちが主体性をもつということも大事かなというので、そういったところの取組もさせていただいたり、あとは関係機関としっかりと連携を取りますというところで書かせていただいております。

5 ページへいきまして、不登校調査の結果でございます。小学校につきましては、件数が大幅に増加しまして116名、発生率が1.12%。中学校が147名、発生率が6.68%という結果でございました。不登校の欠席日数の割合というところで見させていただくと、30日に入りますと不登校となるのですけれども、そのうち90日以上が、小学校だと68人、中学校だと85人。そのうち出席日数が10日以下の者が13人、22人。残念ながら、学校は一生懸命コンタクトは取っているのですけれども、学校に登校できたというのが0日だった者が8人、10人というような形になってございます。新型コロナウイルスの感染回避でコロナ不安といったものが昨年度までございましたので、そこが70人、20人という結果になってございます。

6 ページを御覧ください。不登校の要因というところで見させていただいておりますが、学校に係る状況と、家庭に係る状況、本人に係る状況というような大きな分けがあるのですけれども、港区の場合は、学校に係る状況でいうと、いじめではないと言っているのですけれども、いじめを除く友人関係であったりとか、あとは学業不振というところで自信をなくしてしまっているもの。それから家庭に関わる場所で言いますと、やはり親子の関わり方というところでも課題があって、なかなか家が心配で学校に行けないとか、そういったこともあると。本人に関わるところで言いますと、一番多いのが、無気力、不安。ここは小中とても多いです。全国的にも多いのですが、港区の割合としてはここが多いのかなと思っております。ですので、よく家から出られずにどこにも出かけられないという子よりは、学校には来られないけれども外には出られる。なので、学校に対しての登校については無気力、不安があるというようなお子さんが多いので、そういったお子さんにも週1回とか。過度な働きかけは余計に行きたくないという気持ちにもなりかねないので、適度なところで学校もコンタクトを取って、というところの結果になってございます。

7ページ目を御覧ください。不登校調査の考察というところで、やはりここも今言ったように無気力、不安というところが一番多いですよというように書かせていただいております。今後の対応につきましては、学校のところの対応を見ていただきますと、しっかりと不登校になったきっかけとかを把握していくということが必要かなというところで、学校も、担任もちろんやっているのですけれども、改めてそういったところにもう一回仕切り直してみるというところであったり、学習者用のタブレットを活用して寄り添った対応を行ったりだとか、あとはスクールソーシャルワーカーが週に1回、3時間、今年度から配置できておりますので、そこにつないでいったりとか。あとは、これ中学校で特にやっているのですけれども、出席にはならないにしてもフリースクールのようなところに行った様子を聞いて、その内容について、よく頑張ったねということを学校から返すことで、学校とのつながりを保てるというようなこともありますので、そういったところに力をより入れていくと。

それから教育委員会のところでは、今言ったスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携であったり、あとは学校での指導の結果、また不登校の割合とかというところも見て、より個に応じた体系的な指導ができるように、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の開設を検討していきたいなというところで書かせていただきました。長くなりましたが以上です。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○中村委員 不登校の方で、やはり小学校も中学校も無気力、不安というのが多いということのようなんですけど、この無気力、不安も色々なものがあって、学校に対する不安、それから家族に対しての不安だと思うのです。だから、ここの数が両方とも一番多いということであれば、この中で、例えば無気力、不安になっている原因が家庭にあるのか学校にあるのかというところまで、数字として知りたいなというような気がします。

ですので、なかなか難しいと思うのですけれども、もし可能であれば、この無気力、不安の人数の根本的な原因が、学校での、例えば学業の不安から来るのか、あるいは家庭での親の過剰な期待等がありすぎて無気力、不安になって学校に行きたがらなくなってしまったのか。そこら辺まで、もし数字等が出るのであれば教えてほしいし、もし今出ないにしても、今後この数字を出すときに、そういうものもちょっと意識した数字にしてもらおうと助かるなと思いますので、ご検討いただければと思います。以上です。

○教育指導担当課長 先生、ありがとうございます。実は、この無気力、不安のところは、大変難しく、先生がおっしゃるような何を起因として無気力、不安なのかと思うのですが、実は学校からも聞き取っていただく際に、例えば先生がおっしゃったように、学力、親の過度な期待によって無気力、不安になったという場合も、親子との関わり方が強い場合もそこに入れますと入れているのです。なので、理由が本当に分からなくて、どちらなのかというもの、あと退学傾向のお子さんであったり、色々なものを含めて、無気力、不安、ここに入っているのです。

なので、学校へも、やはり現状が分かった方が、スクールソーシャルワーカーを入れたりするにしても、解決に近づくにはやはり原因がというところ、先生おっしゃるとおりなので、そこは力を

入れてやろうというところで学校とも一致団結しているのですが、入らない無気力、不安というのが、正直ここにあるところですよ。ですが、このままでは、「そうなんです。しょうがないんですよ」だけでは駄目なことだと思いますので、しっかりとそこも含めて、より「こうやって聞くと聞き出せていけるよ」ということについては、もうちょっと研究していきたいなと思います。貴重なご意見、ありがとうございます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○田谷委員 やはり、不登校の要因で学校に関わる状況ということで、「教職員との関係をめぐる問題」は、小学校で6件、中学校で、件数少ないのですけれども、これはどういう内容なのでしょう。

○教育指導担当課長 一例を挙げますと、例えば小学校だとやはり担任との関係が合わず、「僕ばかり叱られている」とか最初思っていて、でもよくよくやっていくとそうでもなかったというのですが、そういう印象をもってしまったなら不安を取り除かなければいけないよね、という感じのものが多かったです。中学校は、例えば部活動とかそういう中で、「私がこうやっているのに」というのがあって、そこも指導員であったりとか、そういうところとちょっと、本人はあまりうまくいってないのではないかと思ったということで、上がってきていました。

○田谷委員 ありがとうございます。これ、今朝のNHKラジオなののですけれども、先生の過度なというのかな、指導で生徒が自殺するケースが最近目立ってきているというようなこと、コラムのようなことで言っていたのです。それ程に至ることは、港区はないと思うし、そういう件数でいうと、非常にこれも6件とか港区は少ないので、そんなことはないかなと思うのですけれども、そういう傾向というのは港区内で、最悪の事態にはいかなくても、そういう内容で教師との関係というのはないと認識してよろしいでしょうか。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。私たちとしては今のところ、港区としてはないと認識しています。ちょっとしたそういう芽があったときも、芽でもあってはいけないので、すぐに指導するような形であったり、本人はそうでなくてもお子さんにとってそういう気持ちになってしまいうということが一番いけないので、それは日常的に管理職も指導に入っていますし、そういうことがあったらすぐに報告が上がるようにはなっています。

○田谷委員 そのラジオの内容では、例えばある特定の生徒を、教師が3人くらいで、いじめの首謀者だろうと、実際結果はどうだったかはラジオではなかったのですけれども、強く攻めたのですかね。そういう濡れ衣というか、濡れ衣かどうかも分からないのだけれども、そういうような内容で行き過ぎた指導が関連しているということで、非常に残念なケースだと思うのですよね。先生方としてはよかれと思ってやっておられるので。それが生徒には、今、篠崎課長がおっしゃったように、思わぬショックを受けているというようなこと。なかなか計り知れない、十分注意してやっていただきたいと思います。この内容とは関係ないのですが、不登校のところにヤングケアラーとか、そういうのは含まれないのですか。それとも、そういう事例がないのですか。

○教育指導担当課長 今回、ヤングケアラーでは上がってきておりません。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございました。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

4 後援名義等の10月使用承認について

5 生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について

6 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について

7 生涯学習スポーツ振興課の12月事業予定について

8 図書館の10月分利用実績について

9 図書館・郷土歴史館の10月行事実績について

10 図書館・郷土歴史館の12月行事予定について

11 みなと科学館の10月利用状況について

12 12月教育人事企画課事業予定について

○教育長 それでは次に、報告事項の第4「後援名義等の10月使用承認について」から、報告事項の第12「12月教育人事企画課事業予定について」の以上9件については、配布の資料とさせていただきます。各報告事項については、ご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定をしている案件は全て終了しましたが、委員または説明委員の皆さんから、その他、何かございますでしょうか。

○中村委員 事前説明のときにちょっと齊藤課長から振られたJRの件で、ちょっと聞きたいことが1点あります。教育委員会にその情報が入ってきたというのは、試掘調査に港区の学芸員が立ち会っていたということであれば、相当早い時期に入ってきたのではないかと思いますのですが、いつ頃入ってきたのですか。情報としては。

○図書文化財課長 試掘調査が昨年の7月から今年の6月まで行われておりまして、最初に石垣らしきものにぶつかったのが、昨年の7月の時点で1か所目に関してはぶつかっているので、「かもしれない」という情報であると、昨年の7月ということになります。

○中村委員 はっきりと高輪築堤の一部ではないかということが分かったのは、いつ頃ですか。

○図書文化財課長 今年の6月までの調査ですので、今年の6月に終わって、私たちが、「かもしれない」と把握したのは7月ぐらいになります。今年の7月ぐらいです。

○中村委員 その段階で、我々教育委員に情報を提供することはできなかったのでしょうか。

○図書文化財課長 それに関しては、できなかったかできたかという、JRさんの方でも公表のタイミングというものを図っていたので、そこをちょっと待ってしまっていたということがありまして、今思えばその時点でご報告できたと反省しております。

○中村委員 先程、山内先生の方からもご指摘があったとおりで、高輪築堤の問題のときにも私も何度か言いましたけれども、教育委員会に情報を流すことで、それは公になる訳ではないですか

ら、ただそういう情報があるなら、その話が本格化するときにはどういう対応を港区として取ればいいのかとか、そういうことを事前に話せるはずですので、そういう事前協議的な意味の上程もあると思うのです。そういう大事な情報はできるだけ早めに教育委員会の中には、教育長を含めた教育委員の中には流してほしいというのが私の切なる願いです。以上です。

○図書文化財課長 大変失礼いたしました。今後はそのような形となるべく早く情報を共有できるように努めたいと思います。このたびは失礼いたしました。

○中村委員 よろしくをお願いします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○山内委員 今の点について、あわせて私からも質問です。そういう意味で、まず教育委員にはきちんと共有をしていただくということは大切なこと。それがやはり港区としての対応を適切に判断していくということにもつながると思います。

もう一つは、その上で、今回の件について、港区の文化財の審議会の委員の方々にはどのように共有されるご予定なのかということも教えてください。

○図書文化財課長 文化財保護審議会委員には、教育委員の皆さんと同じタイミングで石垣の発見について情報提供はしております。文化財保護審議会は、次回は1月に予定をしておりますので、その際に改めて今回の田町駅の付近で見つかった、高輪築堤の可能性が高い石垣については、今後の方針と言いますか、谷川先生もいらっしゃるの、改めてご説明いただいて、もしそうだった場合の今後の調整の仕方とかをご議論いただこうかと思っております。

○山内委員 この件についても、先程、中村先生のご意見を踏まえてお話ししたいのは、やはりかなり重要な史跡で重要なものが発掘された。あるいはそこが存在する可能性が出てきたという段階でも、やはりそういう方々に情報共有するということも必要だと思うのですよね。その中で色々ご意見も頂きながら対応をきちんと練っていくということが必要で、その点では教育委員とその審議会の委員の方々には、もうその可能性があるということが分かった段階で、まず情報を共有することはしていいのではないのでしょうか。

それが特に、この高輪築堤の問題というのはまだかなり大きな論争になる、今後もある可能性のある案件ですし、もうここの会議の場でもかなり議論があった訳で、その中で今後、後手後手にならない対応をしていくということを考えれば、きちんと早くお伝えをするということ、すべきではなかったかと思います。

○図書文化財課長 情報共有ができるように改めて対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山内委員 よろしくをお願いします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日頂いた意見、たくさんございますので、また改めて事務局の方でしっかりと整理をさせていただいて、次回にしっかりと生かしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

「閉会」

○教育長 ほかになければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を12月11日月曜日、午前10時からの参集を予定しております。当日は総合教育会議もございますので、その内容についても現在、区長部局と調整をしております。まもなく決定する予定ですので、あわせてお伝えをしていきたいと思っておりますので、当日の時間も含めて、決まり次第、早急にお知らせしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 山内 慶太